

令和7年度 第1回
大 阪 府 戦 略 本 部 会 議

次 第

と き：令和7年9月10日(水)15時45分～

ところ：第一委員会室

【議題】

1. 法人事業税・法人府民税法人税割にかかる府独自の税率設定の
期間延長について
2. 大阪府福祉のまちづくり条例の改正について

令和7年9月10日
戦略本部会議資料

法人事業税・法人府民税法人税割にかかる 府独自の税率設定の期間延長について

財 務 部

現行制度の概要

	法人事業税	法人府民税（法人税割）
対象	次のいずれかに該当する法人 ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・ 課税標準となる所得が年5,000万円を超える法人 ・ 課税標準となる収入金額が年4億円を超える法人	次のいずれかに該当する法人 ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・ 保険業法に規定する相互会社 ・ 課税標準となる法人税額が年2,000万円を超える法人
税率	特別法人事業税創設前の標準税率の5%相当を上乗せ	標準税率に1%を上乗せ
期間	令和8年10月31日までに終了する事業年度分(3年間) ※昭和50年・51年創設	
使途	道路網・鉄軌道などの都市基盤整備の推進や治水・防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に係る予算に活用	

【税収状況(令和7年度当初予算)】

歳入のうち府税収入は5割を占め、法人二税（法人事業税・法人府民税）は府税収入の3分の1を構成。

	歳入	府税収入	法人二税計	法人事業税	法人府民税 法人税割	(参考) 法人府民税 均等割
収入額	3兆2,714億円	1兆6,283億円	5,649億円	5,091億円	384億円	173億円
うち増収額	—	—	558億円	320億円	182億円	55億円

府独自の税率設定を行うべきか否かという原点に立ち返って、課税の意義や必要性を検証

- ✓ 税の性質の整理
- ✓ 活用状況を整理し、効果検証を実施
- ✓ 税収・財政状況の確認
- ✓ 他府県調査、企業立地の文献調査、企業や有識者ヒアリング、経済団体との意見交換を実施

財政需要と効果検証

課税趣旨

道路網・鉄軌道などの都市基盤整備の推進や治水・防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処するため

区分	主な事業	府負担額		
		R5当予	R6当予	R7当予
都市基盤・都市再生	道路網・公共交通等の整備等	約570億円	約580億円	約646億円
安心・安全	防災対策の充実、治水対策の充実等	約484億円	約526億円	約582億円
合計		約1,054億円	約1,105億円	約1,228億円

- ◆ 課税趣旨に基づく財政需要は、毎年1,000億円以上の規模で、約半分を府独自の税率設定による増収分で賄っている状況
- ◆ 大部分を占める道路網・公共交通等を中心に、効果検証を実施

効果検証

都市基盤・都市再生	効果名	全体効果	R7当予 (府負担額)
	道路ネットワークの機能強化	- 骨格道路約400kmのうち、R7までに約330kmの整備が完了 - 経済団体の意向も踏まえたミッシングリンクの解消、交通機能の強化等	道路事業321億円
	慢性的な交通渋滞の解消	R7.3時点で121箇所（うち、府管理道路64箇所）が解除・対策済み	
	鉄道ネットワークの充実	- 阪神なんば線（阪神尼崎～大阪難波駅の移動時間が12分短縮） - おおさか東線（放出～新大阪駅の移動時間が11分短縮） - 北大阪急行延伸（箕面萱野～梅田駅の移動時間が12分短縮）	交通対策事業等163億円
安心・安全	治水対策の充実	過去6年において時間雨量50mm程度で床下浸水を発生していない、かつ少なくとも65mm程度で床上浸水を発生していない。	河川砂防事業274億円

- ◆ 道路・交通ネットワークの整備により渋滞解消・交通アクセスの強化につながっており、治水対策においても、これまでの集中豪雨による水害・土砂災害、台風による高潮災害による経済被害等を最小限にとどめることが出来ている。

他府県の状況

◆法人府民税法人税割の状況 静岡県以外の46都道府県で実施

	税率	対象法人					創設
他府県の適用状況	東京都・大阪府：2% その他：1.8%	資本金		法人税額			沖縄県：平成7年 長崎県：昭和60年 福島県：昭和57年 その他：昭和49年～昭和52年 <初導入は昭和49年兵庫県>
		1億円超	その他	1千万円超	2千万円超	その他	
		43団体	3団体(※1)	38団体	3団体(大阪府他)	5団体(※2)	

(※1)神奈川県：2億円超、京都府：3億円超、広島県：2千万円超

(※2)神奈川県：4千万円超、山梨県：税額要件なし、愛知県：1,500万円超、京都府：1,600万円超、岡山県：1,500万円超

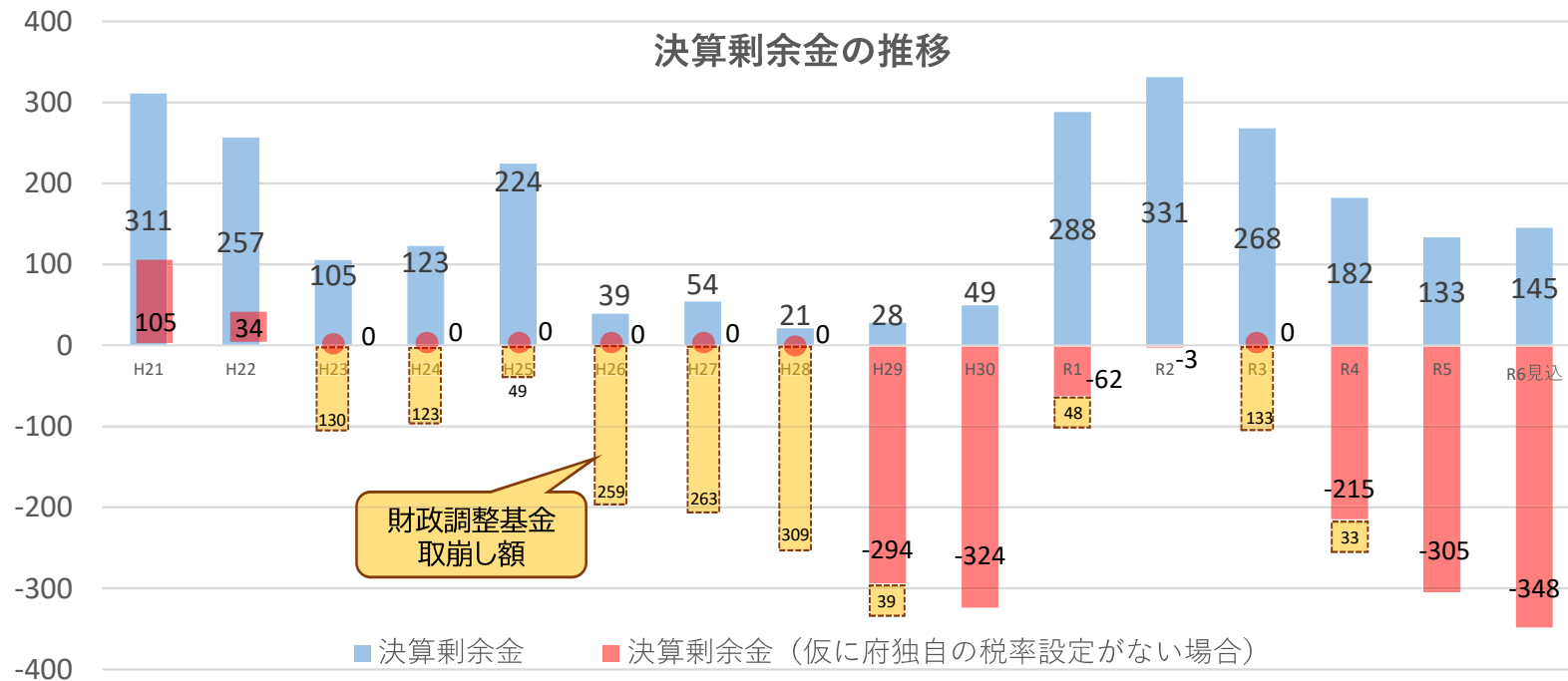
◆法人事業税の状況

	大阪府	宮城県	東京都	神奈川県	静岡県	愛知県	京都府	兵庫県
要件 (所得課税の場合)	資本金1億円超 又は 年所得5,000万超	資本金1億円超 又は 年所得4,000万超	資本金1億円超 又は 年所得2,500万超	資本金2億円超 又は 年所得1億5千万超	資本金1億円超 又は 年所得3,000万超	資本金1億円超 又は 年所得5,000万超	資本金3億円超 又は 年所得4,000万超	資本金1億円超 又は 年所得7,000万超
税率	特別法人事業税導入前(令和元年)の標準税率(本則)の5%増					地方法人特別税導入前(平成20年)の標準税率(本則)の3%増	特別法人事業税導入前(令和元年)の標準税率(本則)の5%増	
税収 (R5年度決算)	4,597億円	850億円	15,317億円	3,229億円	1,402億円	3,945億円	1,011億円	1,785億円
うち増収額	286億円	54億円	1,013億円	180億円	91億円	185億円	67億円	105億円
創設	昭和50年	平成20年	昭和49年	昭和53年	昭和54年	昭和52年	昭和56年	昭和51年
目的	大都市圏特有の財政需要に対応するため	県内経済の活性化を図るため	大都市特有の財政需要に対応するため	大都市圏特有の財政需要に対応するため	地震対策事業の推進に係る財政需要に対応するため	防災事業を推進するため	産業の振興と社会基盤の整備に係る財政需要に対応するため	将来を見据えた革新的な施策を重点的に推進するため

財政状況

◆ 府独自の税率設定がなかった場合の決算収支はどうなるか

府独自の税率設定がなかったものとして増収分を差し引くと、H23以降の決算収支の赤字を回避するため、数年間にわたり財政調整基金を取り崩すこととなり、平成29年には枯渇。また、決算剰余金からの減債基金復元のための積立てが出来ないため、復元完了もできなかった。
今後も当分の間、同様の状況が続く懸念がある。



府独自の税率設定がない場合の残高

項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
減債基金借入残高	5,150	4,905	4,520	4,260	3,555	3,275	2,995	2,719	2,446	2,175	1,906	1,642	1,414	1,192	1,033	
財政調整基金残高	487	1,171	1,041	919	870	611	348	39	0	0	0	0	33	0	0	0

財政調整基金枯渇

有識者等へのヒアリング

【ヒアリング総括】

- ✓ 重要なのは産業集積。そのためには、都市基盤整備が必要（有識者）
- ✓ 現状の税率水準であれば、投資等に大きな影響を与えることはない（企業）
- ✓ 独自税率を設定せずに必要な政策が実施できれば良いが、都市基盤整備は今後ますます重要である。この制度の継続については理解（経済団体）

◆有識者ヒアリング

- 実施目的： 府独自の税率設定に対する評価や税制が企業の意思決定に与える影響について確認
- 対象者： 財政学・租税学・企業立地を専門とする有識者 全9名
- 実施期間： 令和7年7月15日～8月5日

◆企業ヒアリング

- 実施目的： 企業アンケートや文献等の2次データを分析補完するため企業活動や企業立地への影響及び使途への評価について確認
- 対象企業： 企業規模や業種のバランスを考慮の上、14社に依頼し、合計8社から回答
※製造業5社、卸売・小売業2社、金融業1社
- 実施期間： 令和7年7月28日～8月20日

◆経済団体との意見交換

- 実施目的： 主要経済団体5団体に対し、これまでの活用事例等の説明及び意見交換を実施
- 実施期間： 令和7年8月18日～8月20日

大阪がめざす方向性と財政状況・行政需要

- ✓ 万博をインパクトに持続的な成長・発展を遂げ、名実ともに東西二極の一極たる「副首都・大阪」を実現するためには、都市間競争に打ち勝つ高次の都市機能を備えることが重要であり、とりわけ、基盤となるインフラを充実させることが不可欠
- ✓ インフラ投資により集積性やアクセス性を高め、それによってさらに多くの企業を呼び込む、その好循環を実現するための財源を確保する必要

財政状況

- R7当初予算において、府税収入が1兆6,283億円(+1,674億円)と過去最高で堅調である一方、義務的支出(税関連歳出538億円、人件費141億円、社会保障関係経費466億円)が増加(+1,145億円)、普通交付税が減少(▲330億円)しており、財政調整基金を取り崩して予算編成せざるを得ない状況

行政需要

- 今後、必要となる大規模インフラ整備の需要額は、少なくとも令和11年までは1,000億円を超える見込み
〔次頁 <参考> 今後の行政需要（例） 参照〕

- 今後も、財政規律を堅持しつつ、「副首都・大阪」の実現に向け、都市間競争に打ち勝つ高度な都市基盤の強化等に投資していけるよう、府税条例における府独自の税率設定について、3年間、適用期間を延長する改正を行う(令和8年11月1日～令和11年10月31日)。

「大阪府福祉のまちづくり条例」 の改正について

都市整備部

1. 大阪府福祉のまちづくり条例の概要 (平成5年4月 全国に先駆け施行)

目的

「自立支援型福祉社会」の実現

- 都市施設※を安全かつ容易に利用することができるよう整備 等

※都市施設…多数の者が利用する建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園

《建築物のバリアフリー化を促進する仕組み》

- ◆ バリアフリー法の委任条例として、大阪独自にきめ細かなバリアフリー基準等を規定
- ◆ 新築、増築、改築、用途変更の際に基準への適合を義務付け ※基準に適合しないと建築確認がおりない

	バリアフリー法 (全国一律の規制)	府福祉のまちづくり条例 (独自に規制を強化)
対象用途	・ 病院、飲食店、ホテル 等	・ 対象用途を追加 (共同住宅 等)
対象規模	・ 床面積の合計2,000㎡以上	・ 用途ごとに対象規模を引き下げ (病院⇒0㎡～、飲食店⇒200㎡～ 等)
バリアフリー基準	・ 段差を設けない ・ 車椅子使用者用便房の設置 等	・ 基準を追加 (授乳室の整備、ホテルの一般客室 等)

《参考》 令和2年改正

- ◆ 大阪・関西万博の開催を控え、「ホテル・旅館」に適用されるバリアフリー基準を強化 等

車椅子使用者用客室に適用する基準の追加

一般客室(車椅子使用者用客室以外の客室)に適用する基準の新設

2. 大阪府福祉のまちづくり審議会等での議論

- 万博後を見据え、令和5年度以降、**高齢・障がい当事者、事業者**、設計者等が参画する「大阪府福祉のまちづくり審議会」等での議論を経て「条例基準(改正案)」をとりまとめ



3. 大阪府福祉のまちづくり条例の改正概要

- 多様化する障がい当事者のニーズ等に対応し、万博を契機としたさらなる福祉のまちづくりの推進を図るため、**建築物のバリアフリー基準を見直し・強化** ※全国トップレベルの水準

1 トイレのバリアフリー化の促進

フラッシュライト

- トイレ内へ火災の発生を報知するフラッシュライトの設置を義務化 (延床面積10,000㎡以上)

大人用介護ベッド

- 大人用介護ベッドの設置を要する施設の拡大 (延床面積10,000㎡以上→5,000㎡超)
- 大規模な建築物において大人用介護ベッド複数設置を義務化 (延床面積10,000㎡超40,000㎡以下は2箇所、40,000㎡超は20,000㎡ごとに1箇所追加)
- 大人用介護ベッドの長さに係る基準を見直し (120cm以上→150cm以上)
- 大人用介護ベッドを設置した場合に案内設備への表示を義務付け



2 小規模店舗のバリアフリー化の促進

- 道等から利用居室までの経路等のバリアフリー化を促進するため、義務化の対象となる施設の拡大 (延床面積200㎡以上→100㎡以上)



段差なく入店できる
店舗

3 共同住宅(駐車場)のバリアフリー化の促進

- 駐車台数の多い大規模な共同住宅において幅の広い駐車区画(幅3.5m以上)の整備を義務化 (総駐車区画100区画ごとに1区画以上)

◆ **令和8年4月1日 施行(予定)** ※建物設計者等に対する周知期間(約6カ月間)を確保

4. 大阪府福祉のまちづくり条例の改正（トイレ/フラッシュライト）

※光警報装置（フラッシュライト）とは、自動火災報知設備から発せられた信号を受信して、光により火災の発生を報知するもの

○ 大阪市北区のビル火災（令和3年）等を踏まえ、火災等に対する対策の重要性が高まっている中、聴覚障がい者等がトイレ内で火災を認知し、円滑に避難するための設備の必要性が指摘 《令和5年度 第13回福祉のまちづくり審議会》

【現行】基準なし

- ◆ 消防庁や国土交通省のガイドラインへの位置づけ
- ◆ 延床面積10,000㎡未満と比較し、10,000㎡以上の大規模建築物において普及が進展
- ◆ 設置に係るコストは工事費全体の0.03%～0.13%程度

フラッシュライト設置率 ※R6大阪府調査

延床面積	施設数		設置率
		設置施設数	
1,000㎡～10,000㎡	195	13	6.7%
10,000㎡～	51	11	21.6%

※H26～R5で新築等された施設へのアンケート調査結果

改正案

新規

- 利用者の生命に関わる重要な設備であることを鑑み、10,000㎡以上の大規模な建築物を対象としてフラッシュライトの設置を義務化

4. 大阪府福祉のまちづくり条例の改正（トイレ/大人用介護ベッド）

○ 介護を要する重度障がいのある方がおむつ替え等を行うことのできる「大人用介護ベッド」の設置促進など、着実にトイレを利用できる環境整備に対する高いニーズが存在
《令和5年度 第13回福祉のまちづくり審議会》

【現行】延床面積10,000㎡以上を対象に義務付け（平成15年4月施行）

- ◆ 延床面積5,000㎡以上の建築物での普及が進展
- ◆ 10,000㎡以上の建築物では複数設置が普及
- ◆ 建築コストに対するベッドの費用負担割合は0.02%～0.05%程度
（5,000㎡以上の場合で、1台の大人用介護ベッドを設置する場合）
- ◆ ベッドの長さは150cmの既製品が一般化

大人用介護ベッド設置率 ※R6大阪府調査

延床面積	施設数	設置施設数	設置率
1,000㎡～5,000㎡	141	22	15.6%
5,000㎡～	54	15	27.8%

大人用介護ベッド複数設置率 ※R6大阪府調査

延床面積	ベッド設置施設数	複数設置施設数	設置率
1,000㎡～5,000㎡	22	3	13.6%
5,000㎡～10,000㎡	15	3	20.0%
10,000㎡～	33	19	57.6%

※いずれもH26～R5で新築等された施設へのアンケート調査結果

改正案

強化

- 大人用介護ベッドの設置を要する施設の拡大（延床面積10,000㎡以上→5,000㎡超）
- 大規模な建築物において大人用介護ベッド複数設置を義務化
（延床面積10,000㎡超40,000㎡以下は2箇所、40,000㎡超は20,000㎡ごとに1箇所追加）
- 大人用介護ベッドの長さに係る基準を見直し（120cm以上→150cm以上）
- 大人用介護ベッドを設置した場合に案内設備への表示を義務付け

4. 大阪府福祉のまちづくり条例の改正（小規模店舗）

- 日常的に利用する機会の多い飲食店など小規模な店舗において、出入口の段差解消などのバリアフリー化に対する極めて高いニーズが存在
《令和5年度 第13回福祉のまちづくり審議会》

【現行】延床面積200㎡以上を対象に義務付け（平成15年4月施行）

- ◆ 新築の小規模店舗では、段差無く入店が可能な形態が普及し、既に一般化
- ◆ 100㎡未満では、敷地形状により段差解消が困難な場合が想定される
- ◆ 段差解消（建物高さを下げる）を図る場合のコストは工事費全体0.9%～1.1%程度（100～200㎡の場合）

《参考》兵庫県における取扱い
従来より100㎡以上を対象に義務化済み

小規模店舗における段差解消率 ※R6大阪府調査

延床面積	施設数	段差	解消率
		なし	
～100㎡	108	78	72%
100～199㎡	192	147	77%

※R2～R4で新築された店舗のうち300件を抽出

改正案

強化

- 道等から利用居室までの経路等のバリアフリー化を促進するため、義務化の対象となる施設の拡大（延床面積200㎡以上→100㎡以上）

4. 大阪府福祉のまちづくり条例の改正（共同住宅）

○共同住宅において、車椅子使用者等の利用に必要な幅の広い駐車区画が整備されていない場合、住まいの選択肢から除外せざるを得ない状況となっているとの指摘
《令和5年度 第13回福祉のまちづくり審議会》

【現行】基準なし

- ◆ 総駐車台数100台以上の物件では、幅の広い駐車区画の整備が普及
- ◆ 敷地に余裕がある場合、十分に設置は可能との事業者意見
- ◆ タワーマンションなど機械式駐車場のみの場合でもフラットパレットの導入等での対応が可能

共同住宅における
幅の広い駐車区画設置率 ※R6大阪府調査

総区画台数	施設数 (機械式 除く)	幅広駐車区画	設置率
		設置施設数	
99台以下	14	1	7%
100台～	6	3	50%

※業界団体によるヒアリングによる(R3～R5分)

改正案

新規

- 駐車台数の多い大規模な共同住宅において幅の広い駐車区画(幅3.5m以上)の整備を義務化（総駐車区画100区画ごとに1区画以上）

《参考》 他府県における基準との比較

	フラッシュライト	大人用介護ベッド	小規模店舗 義務付け対象規模	共同住宅 駐車区画
大阪府 (改正案)	基準なし ⇒10,000㎡以上で 便所内へ設置	10,000㎡以上に1以上 設置 ⇒5,000㎡超に1以上 設置 ⇒10,000㎡超は複数 設置	200㎡以上 ⇒100㎡以上	基準なし ⇒駐車台数100台ごと に1区画設置
東京都	基準なし	基準なし	500㎡以上	駐車区画総数 200台以下 ⇒2%以上 201台以上 ⇒1%+2以上
神奈川県	基準なし	基準なし	500㎡以上	基準なし
兵庫県	基準なし	基準なし	100㎡以上	基準なし
京都府	基準なし	基準なし	1,000㎡以上	基準なし
愛知県	バリアフリー法委任条例を制定していない			